

シンポジウム

自治体に求められる 内部統制のあり方について

自治体職員の方、地方議会議員の方、弁護士対象

～住民に信頼される地方行政を目指して～

2017年(平成29年)の地方自治法改正により、2020年(令和2年)4月から、都道府県及び政令指定都市の長においては、内部統制の導入が義務付けられ、その他の自治体の長においては、努力義務とされました。同法においては、当面、財務事務に関する内部統制が求められていますが、自治体に存在するリスクは財務事務に限られるものではありません。また、内部統制を整備・運用すべき必要性は、内部統制の導入が義務付けられている自治体に限られるものでもありません。

そこで、本シンポジウムにおいては、内部統制の導入による意義や限界、近畿圏の自治体に対するアンケートの分析結果等を紹介した後、人口減少社会における内部統制の整備・運用のあり方について、幅広い視点から、異なる規模の自治体の取組やその考え方を紹介するとともに、内部統制の整備・運用に弁護士が関与する場面や意義についても明らかにすることを目的として開催します。皆様の御参加をお待ちしております。

日時・場所

2019年10月21日(月) 13:00～16:30

会場 大阪弁護士会館2階201・202会議室(大阪市北区西天満1-12-5)

※中継会場(東京) 弁護士会館17階1701AB会議室(千代田区霞が関1-1-3)

※大阪会場で開催するシンポジウムを、東京会場で生配信します。

※東京以外の全国各地の弁護士会とのTV会議(弁護士のみ)にて参加を希望される場合には、接続の可否につき所属弁護士会に直接御確認ください。

内容(予定)

基調報告

自治体における内部統制の導入・実施における考え方
～総務省のガイドラインを踏まえて～

伊藤 義文 弁護士(千葉県弁護士会)

基調講演

自治体に期待される内部統制制度と弁護士の役割(仮)

寺田 麻佑 氏(国際基督教大学教養学部准教授)

講演

自治体の内部統制に関する条例及び要綱(試案)

正木 順子 弁護士(東京弁護士会)

パネルディスカッション

自治体に求められる内部統制と
弁護士の役割(仮)

<パネリスト>

- ・大畑 敦美 氏(岐阜市行政部行政課法規係副主幹, 弁護士, 岐阜県弁護士会)
- ・門野 洋平 氏(東大阪市市長公室内部統制推進室総括主幹)
- ・その他政令市の職員(予定)
- ・伊藤 義文 弁護士(千葉県弁護士会)

<コーディネーター>

- ・伊藤 倫文 弁護士(愛知県弁護士会)

お申込方法

★WEBでのお申込み <https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/naibutousei01/symposium/>

【申込締切:10/11】

★FAXでのお申込み 以下の参加申込書をFAXにてお送りください。

※会場の都合等により、締切日以前であっても、御参加をお断りさせていただく場合がございますので、御了承ください。

参加申込書 キリトリ不要・送信票不要

日弁連事務局業務第三課 行き: FAX 03-3580-9888

※法律サービス展開本部自治体等連携センター 担当

参加会場(大阪・東京・TV会議会場(弁護士のみ)(接続先:))

御所属() 御連絡先 TEL() EMAIL()

※弁護士の方は所属会と登録番号を御記入ください。

※御提供いただいた個人情報は、日本弁護士連合会のプライバシーポリシーに従い厳重に管理いたします。また、この個人情報に基づき、日本弁護士連合会又は日本弁護士連合会が委託した第三者から、シンポジウム等のイベントの開催案内、書籍の御案内その他当連合会が有益であると判断する情報を御案内させていただくことがあります。なお、個人情報は、統計的に処理・分析し、その結果を個人が特定されないような状態で公表することがあります。※当連合会では、本シンポジウムの内容を記録し、成果普及に利用するため、会場での写真・映像撮影及び録音を行っております。撮影をされたくない方は、当日、担当者にお申し出ください。また、会場の都合等により、御参加いただけない場合がございますので御了承ください。

主催 JBA 日本弁護士連合会 / 共催 近畿弁護士会連合会 大阪弁護士会(予定)

お問い合わせ: 日本弁護士連合会業務部業務第三課 TEL 03-3580-9337/ FAX 03-3580-9888